



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 山梨中央銀行
代表者名 代表取締役頭取 関 光良
(コード番号 8360 東証第1部)
問合せ先 総務部長 嶋田 和生
(T E L . 0 5 5 - 2 3 3 - 2 1 1 1)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 115 期定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する取組みを進めています。当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行単元株式数の変更を実施するものであります。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 30 年 10 月 1 日。ただし、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 115 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

(ご参考)

前記単元株式数の変更および後記株式併合に係る効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、平成 30 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更され、あわせて株式併合の効果が株価に反映される予定です。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」を実施するにあたり、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮し、株式併合及び発行可能株式総数の変更を実施

するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	174,915,000 株
株式併合により減少する株式数	139,932,000 株
株式併合後の発行済株式総数	34,983,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまがお持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等株主さまの権利も変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当行の株主構成】

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	7,075 名（100.0%）	174,915,000 株（100.0%）
5 株未満所有株主	229 名（ 3.2%）	309 株（ 0.0%）
5 株以上所有株主	6,846 名（ 96.8%）	174,914,691 株（100.0%）

(注) 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主さま 229 名（所有株式数の合計 309 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または添付資料に記載の株式名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発効可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数が会社法に定める数を超えることから、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 30 年 10 月 1 日をもって、株式併合の割合（5 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	3 億 9,800 万株
変更後の発行可能株式総数（平成 30 年 10 月 1 日付）	7,960 万株

(6) 効力発生日

平成 30 年 10 月 1 日

3. 定款の一部変更

上記「2. 株式併合」が承認可決された場合、会社法の定めにより、定款一部変更の株主総会決議を経ずに以下の定款一部変更の効力が発生いたします。

(下線__は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3億9,800万株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 (新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>7,960万株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 <u>附則</u> 第1条 <u>第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日から効力を生じるものとする。</u> <u>本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

4. 単元株式数の変更、株式併合の日程

取締役会決議日	平成30年5月11日
定時株主総会決議日	平成30年6月26日(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成30年9月25日(予定)
100株単位での売買開始日	平成30年9月26日(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)

以 上

添付資料：(ご参考) 単元株式数変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。当行においては、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、5株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めており、平成27年12月17日に公表された「売買単位の100株への移行期限の決定について」により、平成30年10月1日までに100株に統一することとされています。今回の単元株式数の変更は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、行うものです。

また、全国の証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めており、単元株式数の変更後における当行株式の投資単位がこの水準内となるよう、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものです。

Q 4 投資単位は、どうなるのですか。

A. 1,000株から100株への単元株式数の変更と5株を1株とする株式併合を同時に行いますので、理論上、投資単位は単元株式数の変更により10分の1、株式併合により5倍となり、合わせて2分の1となります。

Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主さまのご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。これにより、単純計算では、議決権数は2倍となります。

具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	600株	6個	なし
例2	1,515株	1個	303株	3個	なし
例3	753株	なし	150株	1個	0.6株
例4	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数（株式）が生じた場合（上記の例3、例4）、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主さま（上記の例4）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位が失われますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、端数が生じる見込みの株主さま（上記の例3、例4）は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は5分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまが所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。

なお、端数が生じる場合の処理についてはQ 5をご参照ください。

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有の株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、平成30年10月1日以降配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ 5に記載のとおり代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年6月26日 定時株主総会による決議を行います。

平成30年9月25日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日となります。

平成30年9月26日 売買単位が1,000株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成30年10月1日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

平成30年12月頃 端数株式処分代金のお支払いを開始いたします。(116期中間配当金のお支払いと合わせて実施いたします。)

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. 特に必要なお手続きはございませんが、Q 5に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。また、一部の株主さまは株主としての地位を失うこととなります。

端数が生じる見込みの株主さまは、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることができます。

【株主名簿管理人】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(連絡先)

東京都府中市日鋼町1-1

電話 0120-232-711 (通話料無料) 受付時間 平日9:00~17:00

(郵送先)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以 上